

平成28年第1回長南町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成28年4月18日(月曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)

日程第 3 会期決定の件

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて

日程第 6 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて

日程第 7 議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算(第1号)について

日程第 8 発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 特別委員会の閉会中の継続審査の件

出席議員(13名)

1番	岩瀬	康陽	君	2番	御園	生明	君
3番	松野	唱平	君	4番	河野	康二郎	君
5番	森川	剛典	君	6番	大倉	正幸	君
7番	板倉	正勝	君	8番	左一郎		君
9番	加藤	喜男	君	10番	仁茂田	健一	君
11番	丸島	なか	君	12番	和田	和夫	君
14番	松崎	剛忠	君				

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	副町長	麻生	由雄	君
教育長	小高	憲二	君	会計管理者	常泉	秀雄	君
総務課長	田邊	功一	君	企画政策課長	田中	英司	君

財政課長 土橋博美君 税務住民課長 仁茂田宏子君
保健福祉課長 荒井清志君 産業振興課長 岩崎彰君
農地保全課長 松坂和俊君 建設環境課長 唐鎌伸康君
ガス課長 大杉孝君 学校教育課長 永野真仁君
学校教育課主幹 浅生博之君 給食所長 中村義貞君
生涯学習課長 岩崎利之君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 大塚孝一 書記 鈴木直幸
書記 片岡勤

◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから平成28年第1回長南町議会臨時会を開会します。

（午前10時13分）

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

1番 岩瀬康陽君

2番 御園生明君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、大倉正幸君。

〔議会運営委員長 大倉正幸君登壇〕

○議会運営委員長（大倉正幸君） おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、本日9時より委員会を開催し、平成28年第1回臨時会の議会運営について協議、検討いたしました。

本臨時会に付議される事件は、専決処分2件、補正予算1件、また議員発議1件の計4件が議題とされます。当委員会としては、付議案件等の内容を審議した結果、会期は本日18日の1日間とすることに決定いたしました。詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました、平成28年第1回長南町議会臨時会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、報告といたします。

○議長（板倉正勝君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（板倉正勝君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日18日の1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から専決処分2件、議案1件、また議員から発議1件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員の出席を求める者、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告がありました平成28年2月分の定例出納検査結果については、お手元に配付した印刷物によりご了承をお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号～議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてから日程第7、議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 本日は平成28年第1回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様にはご多用の中、またさきの第1回定例会から間もない中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

提案理由を説明する前に、一言申し上げたいというふうに思います。

最初に、このたびの熊本地震については、今日現在、死者が42名、避難者11万人と、いまだに悲惨な状況が続いております。この震災で生命や財産が失われた被災者の方々に対しまして、衷心より哀悼の意を表しますとともに、避難生活をしている方々に対しまして心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

町としても義援金などを募り、被災者への支援を迅速な対応をもって図ってまいりたいというふうに考えております。

今回の臨時会でご提案させていただきます案件は、専決処分の承認に係る議案が2件、平成28年度一般会計補正予算に係る議案が1件でございます。それぞれこれからご説明申し上げますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

まず初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてでございますが、本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町税条例等

の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により急施を要するものと認め、本年3月31日に専決処分をいたしたもので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求ることについてでございますが、本案は、行政不服審査法等の改正により、本年第1回議会定例会で固定資産評価審査委員会条例の一部を改正させていただきましたが、さらに追加して改正する必要が生じました。承認第1号同様、施行日が4月1日であるため、地方自治法の規定により3月31日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、小中一貫校の開校に伴う小学校跡地へのタイケン学園進出に対する調査等関連経費の追加をお願いするものでございます。歳入歳出それぞれに1,223万8,000円を追加し、予算の総額を47億1,723万8,000円にしようとするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げまして、議案の説明とさせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号並び承認第2号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

〔税務住民課長 仁茂田宏子君登壇〕

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、承認第1号の内容の説明に入らせていただきます。

お手元の議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第1号 専決処分の承認を求ることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年4月18日提出、長南町長平野貞夫。

それでは、3ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の一部改正につきましては、3条立てとなっております。3ページから11ページの第1条では、昭和30年に制定されました長南町税条例の一部を改正するものでございます。

11ページをお開きいただきたいと存じます。

下から9行目は、第2条といたしまして、平成26年3月に専決処分をし、6月定例議会でご承認をいただきました長南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正となっております。

そして、12ページをお開きいただきたいと存じます。

下から4行目は、第3条といたしまして、平成27年3月に専決処分をし、5月の臨時議会でご承認をいただきました長南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。なお、説明に当たりましては、参考資料を中心に説明させていただきます。

それでは、参考資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

2の改正の内容をごらんください。

第1条は、昭和30年に施行されております長南町税条例の一部を改正するものでございます。アの延滞金額

の計算期間の見直しにつきましては、第19条のほか、記載の条文を改正する規定でございます。国税における延滞金の計算期間等の見直しに準じ、個人住民税と法人町民税につきましても、納税者が申告を提出した後に税額を減少させる申告書を提出し、その後、税額がふえる修正申告書を提出したときには、この修正申告書を提出した日までは延滞金の計算の期間から除くなどの改正をさせていただくものでございます。

施行日は平成29年1月1日でございます。

次に、イの第34条の4、法人税割の税率を9.7%から6.0%に改正させていただくものであり、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用するものでございます。施行日は平成29年4月1日でございます。

次に、ウは、現行の軽自動車税に環境性能割と種別割を規定するものであり、第80条のほか、記載の条文を改正する内容でございます。

まず、環境性能割ですが、これは軽自動車に係る取得税が平成29年3月31日で廃止されることに伴い、新たに導入されるものとなります。この環境性能割の納税義務者は、3輪以上の軽自動車の取得者でございます。また、軽自動車の取得価格を課税標準といたしまして、50万円以下の場合には課税されないこととなります。

税率につきましては、低排出ガス及び燃費性能にすぐれた環境負荷の程度に応じて、自家用では1%から3%が適用されるものでございますが、当分の間は2%を上限といたします。なお、電気自動車または一定の天然ガス、軽自動車につきましては非課税となります。また、附則規定では、賦課徴収と減免に関する事務を、当分の間、県が行う内容でございます。

なお、種別割につきましては、軽自動車税に種別割という区分を新たに設けるものでございます。

施行日は平成29年4月1日でございます。

2ページをお開きいただけますでしょうか。

エの医療費控除の特例の創設についてでございます。特定健康診査や人間ドックなどを受けている場合に、一定の医薬品の購入金額が1年間で1万2,000円を超えた場合に、医療費控除ができる特例として追加されたものでございます。適用期間は平成30年度から5年間とされております。施行日は平成30年1月1日でございます。

次に、オのわがまち特例の割合を定める規定でございます。新たに再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充といたしまして、太陽光発電設備と風力発電設備につきましては、課税標準に3分の2を乗じ、中小水力発電設備と地熱発電設備、またバイオマス発電設備につきましては、課税標準に2分の1を乗ずる特例措置でございます。

この特例は、最初の3年度分については地方税法で規定され、町の条例でその適用期限を2年延長するものでございます。施行日は平成28年4月1日でございます。

次に、カの軽自動車のグリーン化特例でございます。この制度は平成27年度から導入されており、この制度をもう1年延長するものでございます。施行日は平成29年4月1日でございます。

次に、第2条といたしまして、平成26年3月に改正いたしました町税条例等の一部改正の改正でございます。これは、種別割の導入に係る名称変更等の関係でございます。施行日は平成29年4月1日でございます。

次に、第3条といたしまして、平成27年3月に改正いたしました町税条例等の一部改正の改正でございます。旧3級品紙巻きたばこにつきましては、平成28年4月1日から平成31年までの各年の4月1日で、旧3級品紙

巻きたばこ税が段階的に引き上げられますので、平成28年4月1日に手持ち品課税が行われることによる様式等の改正でございます。施行日は平成28年4月1日でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、承認第1号 専決処分の承認を求めるについての内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の16ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第2号 専決処分の承認を求めるについて。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年4月18日提出、長南町長平野貞夫。

それでは、参考資料の28ページをお開きいただきたいと存じます。

平成28年4月1日前に固定資産の価格等を登録した場合の公示、または通知をした場合で不服申し立てがされたときには、行政不服審査法の改正前の規定を適用する追加規定でございます。施行日は平成28年4月1日でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、承認第2号 専決処分の承認を求めるについての内容の説明を終わらせていただきます。

承認第1号及び承認第2号につきましてご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで承認第1号及び承認第2号の内容の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）の内容の説明を申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算について。

平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成28年4月18日提出、長南町長平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）でございます。平成28年度長南町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,223万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,723万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明させていただきますが、今回の補正につきましては、小学校跡地へのタイケン学園進出に対する調査等関連経費の補正でございます。

8ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、8目地域振興費でございますが、1,223万8,000円の追加をお願いするものでございます。

11節需用費では消耗品ほか光熱水費を、12節役務費ではインターネット接続料、13節委託料では小学校跡地の調査業務委託を、14節使用料及び賃借料では家屋借り上げ料等、それぞれを追加させていただくものでございます。

次に、歳入についてでございますが、7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、19款1項1目繰越金での充当をさせていただいております。

以上、議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした承認第1号から議案第1号までの内容の説明は終わりました。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めるについての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「はい」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 原案に反対者の発言を許します。

12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今回の税制改正は、消費税10%への引き上げに伴う改正であり、今、消費税10%への値上げに対しては、アメリカの経済学者、また日本の学者も含めて、経済の先行きの見通しがない、また、この消費税の引き上げによって消費が落ち込む、そういうふうなことがあります。

また、この中にあります法人税の改正により、一般庶民に対する税制がそのままのとで、一方的に法人税を引き下げる事に反対をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 原案に賛成の発言を許します。

8番、左 一郎君。

○8番（左 一郎君） 本案については、地方税等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日公布されたことに伴う一部改正であります。平成28年度の税制改正は、経済の好循環を確実なものとするため、また地方創生の推進を図るためのものですので、本案については賛成いたします。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めるについてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めるについての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めるについてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開につきましては、11時10分を予定しております。

(午前10時40分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時11分)

○議長（板倉正勝君） これから議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 4番の河野です。

4小学校跡地利用については、議会、町民への提案を秩序づけて行うべきと考えています。タイケン学園の誘致にかかる協定書を議論不足の中で公式に締結をしてきました。

今次、これにかかる補正予算の議案提出があり、3月定例会に続く議会での自主的な議論の機会と捉えています。この補正予算の審議の前提として、3者による公式に交わされた協定書の開示と、そこに至る経過等、内容説明は欠かせないものと考えています。

これは、開示請求を行わなければならない性格のものではなくて、請求がなければ開示しないことであるならば、議会、町民不在と指摘されかねないものです。これまで跡地利用の町内検討会内容との比較検討などを行うこと、また重大課題であることから、序議に付することが一方では必要ではなかったのかと考えています。3者協定書の開示等、その説明責任を求めるることは議論の前提であり、初步的なことだと考えています。

地方創生は多難であり、その施策にはリスクを伴うものということについてはわかっています。だからこそ、丁寧な取り組みが欠かせないものと考えています。合意形成に向けた順序立てられた取り組みは、求められるスピード感と対立するものでもなく、損なうものでもないと考えています。

協定書は協議に入る前提条件を合意したものとの説明を受けています。したがって、協定書での条件と補正予算の整合性が求められます。協定書のうたう内容、補正予算の構成の2つの詳細な説明が必要であると考えています。わかりやすい流れは、補正予算審議前の全員協議会が望ましかったというふうに思っています。

いずれにしましても、速やかに協定書の開示と説明を行っていただき、質問に答え、議会論議を深め、町民に広く知らしめる、そういうことをして取り組んでいかなければならないというふうに考えています。したがって、3者協定の開示と説明をお願いするものです。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君）　ただいまの河野議員さんの質問の内容、まとめますと、産官学のこの協定書を事前に議員さんほうに見せて、それで順序立てて、この臨時会に入る前に、一部議員さんほうから情報公開条例手続にのっとって、これを先週ですか、開示したわけですけれども、もっとそういう手續じゃなくて、積極的にというようなご意見の趣旨だろうと理解いたします。

今までこの協定書につきましては、内容については昨年12月の全員協議会、あるいは先月の2月定例議会のほうについても、向こうが示された条件につきましては、町長自ら丁寧に向こうの条件の説明をしてきたところでございます。しかしながら、この内容をすぐさま協定書を見せる云々というのは、ややもすればこの協定書の内容を全部がひとり歩きして、いろんな形で誤解による解釈が生まれるのではないかという、そういうことが大きく懸念された中で、町執行部としては、それをなかなか全面的に議員さんほうに事前に開示できなかつたという内容の趣旨をご理解していただきたいと思います。

今、こういう事態になりまして、町長も今回ふれあい通信等で、広報ちょうなんで丁寧に説明をしておるところでございます。まだまだこれから条件を深めていくについては、町長が今まで説明してございますとおり、協定書はあくまでもタイケン学園側の相手方と相談、テーブルにのるスタートという位置づけでおったところでございます。

したがいまして、今後そういった内容、そういったものがあれば、これから協定書等は開示して皆さんにお示ししていくというような考えでいきたいと思います。どうかよろしくご理解のほどお願ひいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 言わんとしていることはわかりますけれども、テーブルにのるスタートという意味合いでお話をされましたけれども、まず私がその中身に、協定書の中身に入りたいということは、具体的にどういうふうに協定書の中身を捉えているのか。例えば、今回の補正予算は、この協定書にある意味うたわれているような中身になっているわけですね。それは私たちは、当初、この協定書を見ない限りわからなかつたことなんです。

だから、具体的な協定書、この中身そのものを説明していただいて、それで具体的なそれに基づく予算とか協議というものについてお聞きしていくというふうに考えているんです。一般的にこの協定書はこういう性格だよじやなくて、協定書の中身の説明をお願いしたいということなんです。その場を設けてほしいというお願ひです。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 今の質問に、答弁を求めますよね、河野さん。

○4番（河野康二郎君） ええ、そういう説明会をしていただけるのかどうなのかという意味です。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、ご要望ということで、この内容の詳細につきましては、この後といいますか、機会があればこの協定書の写し、コピーについては全面お渡ししていきたいというふうに考えております。
以上です。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 協定書をいただきたいということではなくて、協定書の説明をお願いしたいということでお願いをしているんですが。

○議長（板倉正勝君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 協定書の中身をきちんと説明するには、時間も必要ですので、それは別にお時間をいただきたいと思います。一般的な協議、交渉する場合は、事務執行上の協議は、一般的にはこの協定書というのは結ばないんです、恐らく。ですので、一般の事務執行に当たっては議会のほうにもこれから協議をしますよとか、あるいは交渉に入れますよという、そういう一々報告はしていません。

今回も、タイケン学園の誘致についてはまだ不確定的な要素が非常に多いわけですので、一般的な協議であれば協定は結ばなくていいんです。ですけれども、何でこの協定を結んだかというと、これは長南町も誘致に向けて真剣なんです。タイケン学園も進出に向けて真剣なんです。それを助成してくれる、応援してくれる会社も真剣なんです。その3者が真剣にこの学校進出に向けて、しっかりと最後まで取り組んでいこうということです、この協定を結んでいるんです。

ですから、一般的な協議では、例えば企業が長南町に進出してきた、大手商業施設が長南町に出たいということであれば、長南町としても非常にありがたいということで協議に入っていきますけれども、それは協議を何回かするうちに向こうが魅力を感じなければ、それで協議は終わってしまうんです。ちょっと残念に思ってい

ても終わってしまうんです。

すけれども、協定を結んで協議をすることによって、いろんな利害関係がぶつかったり障害が生じたりしても、最終目標、要するに学校が長南町にスムーズに開校できるという目的のために最後までとことんやり合おうと、そういうための協定なので、ですので、協議のための協定というと、それで誘致が決まったのか、相手の進出が決まったのかということではないです。これからしっかりと議論をしながら、町にとってその誘致が有益なものであれば、また町の活性化、発展につながるものであれば、それは誘致を考えるし、もし財政負担だけが大きくて町に何のメリットもないということであれば、それは断念するし、またタイケン学園のほうも、教育環境として長南町はふさわしくないと、そういうような判断がされれば、断ることもあるわけですので、そういったこともありますので、とにかく真剣に3者が協議をしていこうと、そういうための協定であるということあります。

ですので、中身についてはまたちょっと時間をいただいて説明させていただきたいというふうに思います。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 説明いただけるということなので、お受けしたいと思います。

私の質問の趣旨は真剣さを否定したり、あるいはこの協定書そのものがこの事業の結論だなんていうふうには思っていません。だからこそ説明が必要だというふうに思いましたので、説明いただけるということなので、その中で具体的な論議をしていきたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） ほかにございませんか。

14番、松崎剛忠君。

○14番（松崎剛忠君） 議長、動議を提出いたします。

ただいま議題となっている議案第1号 平成28年度長南町一般会計補正予算（第1号）については、今後の町の振興を大きく左右する大変重要な問題であります。さらに慎重に審議する必要があると思いますので、議長を除く12名で構成する特別委員会を設置し、これに付託して審査することを望みます。

以上。

○議長（板倉正勝君） ただいま、14番松崎剛忠君から、議案第1号については議長を除く12名で構成する特別委員会を設置し、これに付託し審査することの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

14番、松崎剛忠君の動議を議題として採決します。

この動議のとおり決定することに……

[「議長、動議。議長、動議を取りなさいよ。動議」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） こっちを進めます。先に。

[「動議が2つあるんだから、もう1個の動議を」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 先にこっちをやりますよ。次に、じゃ賛成じゃなかつたらやります。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立多数です。

本案については、議長を除く12人で構成する特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議は可決されました。

ここで暫時休憩します。11時35分を予定しております。

(午前11時25分)

○議長（板倉正勝君） 会議を再開します。

(午前11時38分)

[「議長、動議を出します」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 5番の森川です。

今日はこうやって傍聴の方もたくさん集まっている中で、この質疑に期待していた面もあると思いますので、質疑は特別委員会に任せるとても、もっと詳細な、誰がこの契約を結んだのか、町と結ぼうとしているのか、もう少し詳細に説明をしてもよろしいんじゃないでしょうか。

ということで、町側からの説明だけをもう少し詳細に求める動議をいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいま、5番森川剛典君から、議案第1号についての説明を求める動議が……

[「説明です。質疑ではなく詳細な説明をしてください」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 詳細な説明の動議が出されました。これで動議が出されましたので、賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 賛成多数です。

ただいまの森川剛典君からありました動議の説明について、質問のある方。

執行部だけでいいですか。

[「質疑ないんだから、説明求めます」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 説明だけね。

じゃ、ただいまの動議に対して執行部のほう、説明をお願いします。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、お手元の補正予算書の資料に基づきまして、詳細な説明をしていきたいと思います。先ほど土橋課長のほうから説明、それぞれ2款1項8目、それぞれ説明が簡単にございましたけれども、詳細な説明について説明をいたします。

まず、需用費の73万円の関係でございます。消耗品費25万円、これにつきましては、使用料のほうの家屋借り上げ料と関連してきますけれども、これについて、今後タイケン学園さんのはうで詳細な説明に入ってくるというようなことで、布団のセット、あるいはそこの借り上げる家屋のカーテンあるいはカラーBOX、クリアケース、そういう消耗品費で25万円余を計上してございます。

食料費の関係の18万円につきましては、今後、地元説明会に入る経費を計上してございます。燃料費のガス12万、電気料12万、水道料6万、これにつきましては1年間の支出経費を計上してございます。トータル合わせまして、需用費として73万円を計上してございます。

続きまして、12節の役務費13万8,000円でございます。これにつきましては、インターネットの接続料ということで、これにつきましては光回線の工事、それと使用料、基本料の1年間分の経費を計上していただいております。

続きまして、13節の委託料1,020万、これにつきましては、小学校跡地調査の業務委託料でございます。これにつきましては、それぞれの調査員、研究員等の手当、それと調査研究費、管理費、それと資料作成費、これを含めての金額という形でなってございます。

続きまして、14節の使用料及び賃借料の金額117万円でございます。これにつきましては、家屋の借り上げ料105万円でございます。これについては、家屋の借り上げ、長南の町中の石川さんの家を予定してございます。平成7年に建てた母屋、それと57年の木造、この2軒を借り上げ、それと道路を隔てた反対側の駐車場料金、そういったものを含めた形での家屋借り上げ料となってございます。

続きまして、物品の借り上げ料につきましての12万は、家電レンタル、家具レンタルということで、家電レンタルにつきましては、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、電子レンジ、掃除機、そういったものの経費でございます。家具レンタルにつきましては、テーブルセット1セット、そういったセットを含めた中での物品借り上げ料として12万円を計上し、117万円の内訳はそのような内訳となっております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 異議ではないんですけども、説明がこれだと調査員と研究員、資料作成だけでどこにどんなふうに頼むか、1,020万円をどんなふうに使うかって、全然説明、もう少しできなですかね。どなたに委託するとか、調査員は誰がやるとか。

○議長（板倉正勝君） 調査費の1,020万円についての。

○5番（森川剛典君） これだけだと調査員がやった研究費だと、資料作成だけだという。

○議長（板倉正勝君） 企画政策課長。もう少しあれば。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、今言ったのは見積もりといいますか、そういった中での業務委託経費の内訳でございます。

具体的には、まず、どういった内容を調査するかということでございますけれども、まず現状の長南町の把握ということで、実際、タイケン学園さんがこっちに入ってくるための高等学校が果たして本当にどうなのかというような設置の可否の検討経費。それと、具体的に学校施設、4小学校ございます。そういった中での現況調査で、どういった今、施設や備品とかそういうものの現況調査。それから、15歳から18歳までの実際にこのタイケン学園に入る、そういうものの魅力度、あるいは町外から来るそういう交通機関の通学の経路、また、これから先、住民の側からの考え、あるいは受け入れ度がどういったものなのか。それと、実際誘致へのこういった形での賛成あるいは反対、そういった割合などを、これから具体的に現状把握していくというも

のが第1点でございます。

それと、今、一番問題となっております、タイケン学園さんが来ましたときのそういった経済効果、誘致前の現状の長南町の経済状況がどうなのか、現在の商業、農業、そういった形での経済状況の誘致前、それから学校側が実際来ることによってどういった経済効果が商業、あるいは農業分野、それぞれどういった形での経済波及効果があるのか、そういう形での具体的な判断材料となるような経済効果、そういうものを調べる業務委託経費が、第2点目でございます。

それと、実際今度、学校が具体的にタイケン学園さんがこちらのほうに来るわけですから、具体的にそういった学校の施設改修費、そういうたそれぞれ4小学校の使用目的に合わせた概算経費の改修見積もり、当然まだ我々は具体的な協議に入ってございませんけれども、どういった教育プログラムに沿った形でのそういう施設改修経費になるのか。主に大きい3本の柱の中で、そういう内容をこういった形で業務委託経費として調査するというような内容でご理解をいただきたいと思います。

以上です。

[「わかりましたけれども、この委託はどこと結ぶんですか。業務委託どこにお願いするんですか。それだけお願いします」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 最後ですね。

じゃ、すみません、企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 委託予定につきましては、タイケン学園さんのはうを現在予定しているということでご了解していただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） では、先に進めさせていただきます。

ただいま設置されました学校誘致特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

学校誘致特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。12時20分を予定しております。

(午前11時48分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 0時43分)

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） ここで諸般の報告をします。

学校誘致特別委員会から委員長及び副委員長の互選の結果報告並びに閉会中の継続審査の申し出がありましたので、報告します。

委員長は左一郎君、副委員長は仁茂田健一君が選任されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（板倉正勝君） お諮りします。

学校誘致特別委員会から提出された閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

学校誘致特別委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 追加日程第1、学校誘致特別委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

学校誘致特別委員長から、審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（板倉正勝君） 日程第8、発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

発議第1号の提案理由の説明を求めます。

6番、大倉正幸君。

[6番 大倉正幸君登壇]

○6番（大倉正幸君） それでは発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年4月1日から町の行政組織の一部が見直されたことに伴い、総務常任委員会の所管する事項について改正をお願いするものです。内容につきましては、新旧対照表をごらんください。

第2条第1号エの総務常任委員会の所管となっております「債権徴収係」の名称を改め、「徴収係」とし、施行は、公布の日からとさせていただくものでございます。

なお、総務常任委員会が所管する事務の拡大、縮小及び範囲の変更はございません。

議員各位には、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（板倉正勝君） これで発議第1号の提案理由の説明は終わりました。

これから発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（板倉正勝君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本臨時会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回長南町議会臨時議会を閉会します。

ご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

(午後 0時48分)